

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	那覇市指定有形文化財の現状変更等の許可取消、現状変更の停止命令		
根拠法令及び条項	那覇市文化財保護法第14条		
処分基準	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
	公表 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市審査基準等の設定及び公表に関する規則 第3条第2項(2)に該当するため、処分基準を設定しない。 第3条第2項(2) 事案ごとの裁量が著しく大きく設定困難 <b>【根拠法令】</b> 以下余白		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化財課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

## 那覇市文化財保護条例

### (現状変更等の制限)

第14条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更または保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更もしくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、または許可を取り消すことができる。